

平成30年9月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日(月) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子(欠席)	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 こんにちは、総会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

先週の台風21号は、日本各地に大きな被害をもたらしました。

また、北海道地震では、多数の死者が出ております。ご冥福をお祈りしますとともに、被災された地域の皆さまの、一刻も早い、復旧・復興をお祈り申し上げたいと思います。

さて、9月に入り、朝夕は幾分涼しくなり秋の気配を感じる季節となりました。体調管理に注意され、秋の農作業に取り組んでいただければと思います。

ところで、8月27日に福岡県農業会議朝倉支部会議が開催され、秋の農作業賃金の改定協議を行いました。

農作業賃金の改定につきましては、皆様のお手元にも配布しておりますが、総会終了後、事務局の方から説明を行っていただきますのでよろしくお願ひします。

本日は大変お忙しい中、小郡市農業委員会定例総会にご参集頂き厚くお礼を申し上げます。本日は、議案3件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、久光壽子 委員より欠席届が出ています。

よって、平成30年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願ひ致します。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番 永利 昇 委員、7番 大中 久敏 委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2件 を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号 1 は、横隈地内の田 1 筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

経営規模拡大のため、譲受人に売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に、番号 2 は、大崎地内の田 1 筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

経営規模拡大のため、譲受人に売買されるものです。

(図面で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第 1 分科会へお願いしておりましたので、第 1 分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第 1 分科会長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 1 分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第 1 分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 意見、質問ないようです。それでは、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、井上地内の畑2筆です。露天資材置き場として使用するために一時転用の申請があったものです。

(図面で場所、計画図の説明)

当該申請地は、農業振興地域内の農用区域内にある農地、略して農振農用地、或いは通称「青地」と呼ばれる区域に該当しますが、公共工事に伴う資材置き場として、許可日から3か月間の一時転用申請ですので、例外規定に該当します。よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。次に番号2は、干潟地内の畑1筆です。一般個人住宅建築のために申請があったものです。

(図面で場所、計画図の説明)

当該申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第一種農地に該当しまして、原則的には農地転用はできませんが、既存集落に隣接したところで住宅を建設することから立地基準上は問題ないと思われま

す。取水排水につきましては、東側の道路に上水道管が埋設されており、そこから取水します。排水は、合併浄化槽を敷地内に設けまして、そちらを経由して、道路側溝へ放流することとなります。周辺の農地に悪影響を及ぼすことがないことから、一般基準上も問題ないものと思われま

す。したがって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

(図面で場所、計画図の説明)

す。当該農地は番号2の南側の隣接地です。番号2で説明しましたように、第一種農地に該当しますが、既存集落に隣接したところで住宅を建設することから立地基準上は問題ないと思われま

また、取水排水も同様に、東側道路の上水道管から取水します。排水は合併浄化槽を経由して、道路側溝へ行くこととなります。こちらも、周辺の農地に悪影響を及ぼすことがないことから、一般基準上も問題ないものと思われます。こちらも、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に3ページの番号4は、松崎地内の畑1筆です。露天の駐車場として使用するために申請があったものです。

(図面で場所、計画図の説明)

当該申請地も第一種農地に該当しますが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの、言い換えれば、既存施設の1.5倍に収まることで立地基準上は問題ないと思われます。

また、雨水排水につきましては、砂利敷きのため、地下浸透ということです。

したがって、周辺の農地に悪影響を及ぼすことがないことから、一般基準上も問題ないものと思われます。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1から番号4につきましては、先月開催しました地区会議において、ご了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見、質問ないようですので、議案第2号について、原案のと

おり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけて、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転 4件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、下岩田地区内の農地4筆(田2筆、畑2筆)です。

(面積、移転する人・移転を受ける人、価格等の説明)

経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(図面で場所の説明)

続きまして、番号2は、力武地内の農地2筆(田2筆)です。

(面積、移転する人・移転を受ける人、価格等の説明)

農業廃止のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(図面で場所の説明)

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

番号3は、力武地内の田1筆です。

(面積、移転する人・移転を受ける人、価格等の説明)

農業廃止のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(図面で場所の説明)

続きまして、番号4は、赤川地内の田1筆です。

(面積、移転する人・移転を受ける人、価格等の説明)

農業廃止のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(図面で場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたが、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転4件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○12番委員 質問ですが、5ページ、番号4 赤川の所有権移転の件です。10アール当たりの単価が130万円ですが、他のところは反当70万円位なので、この金額の差は何で。どうゆうところから出てくるのでしょうか。

○議長 質問ということで、回答をお願いします。

○事務局 買われる方、売られる方、共に久留米市の方で、これ以外にも、この二名の方での売買等を他の市町村に持ってあるところの土地でも有りまして、その辺の兼ね合いで、だいたい金額をそろえてきてあるところですよ。よろしいでしょうか。

○12番委員 利用目的は、田んぼですよ。

○事務局 そうです。

○議長 質問の方よろしいでしょうか。

無いようですので、本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事

項 2 件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の 6 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出 7 件につきまして報告いたします。

番号 1 は、下西鯨坂地内の田 6 筆で、借手の都合による解約です。

番号 2 は、上西鯨坂地内の田 3 筆で、売買にともなう解約です。

7 ページの番号 3 は、赤川地内の田 1 筆で、売買にともなう解約です。

番号 4 は、横隈地内の田 1 筆で、売買にともなう解約です。

番号 5 は、力武地内の田 2 筆で、売買にともなう解約です。

次に、議案書の 8 ページをご覧ください。

番号 6 は、力武地内の田 1 筆で、売買にともなう解約です。

番号 7 は、上岩田地内の田 2 筆で、借手の変更に伴うものです。

続きまして、議案書 9 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域の転用届出について、3 件の報告をいたします。

番号 1 は、三沢地内の畑 1 筆で建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

番号 2 は、稲吉地内の畑 2 筆で建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

番号 3 は、大崎地内の田 2 筆で建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項 2 件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、

訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして9月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成30年9月10日(月) 午後 2時28分閉会